

やまなし県産材供給システム強化対策事業実施要領

令和元年10月 4日林振第1102号 制定
令和6年 6月 4日林振第373号 改正

（趣旨）

第1条 この要領は、やまなし県産材供給システム強化対策事業の適正な実施のため、やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

（事業の募集及び事前申請）

第2条 知事は、当該事業の実施年度ごとに定めるやまなし県産材供給システム強化対策事業募集要項（以下「募集要項」という。）により、グループを募集するものとする。

- 2 申請者は、交付要綱第6条の規定に基づく補助金の交付決定を受けてから補助事業の着手を行うものとする。ただし、知事が特に必要と認めるものについては、補助金の交付決定前に着手することができる。申請者は、補助金の交付決定前に着手する必要がある、交付申請前に事業申請枠を確保（以下「事前申請枠」という。）しようとするときは、やまなし県産材供給システム強化対策事業事前着手兼申請枠確保申込書（要領様式第1号）（以下「申込書」という。）により、知事へ提出するものとする。
- 3 申込書に添付する書類は、事業計画書（要領様式第1号の1）、やまなし県産材流通体制図（要領様式第1号の2）とする。
- 4 知事は、提出された申込書に不備がないと判断した時には、事業予算の範囲内において、やまなし県産材供給システム強化対策事業事前着手兼申請枠確保承認通知書（要領様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請及び交付決定）

- 第3条 申請者は、名称及び所在地並びにこの要綱に基づく事務手続きを行う代表事業者等について確認するため、やまなし県産材供給システム強化対策事業共同事業実施規約（要領様式第3号）を締結するものとする。
- 2 申請者は、募集要項に定める申請期間までに、交付要綱第5条に基づく交付申請書（要綱様式第1号）を提出しなければならない。
 - 3 知事は、補助事業申請者から補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、事前申請枠及びその事前申請枠を除く事業予算の範囲内において補助金の交付の決定を行い、通知するものとする。

（事業計画の届け出）

第4条 補助事業者は、知事から補助金交付申請書の記載と異なる内容の補助金の交付の決定の通知を受けたときは、その通知内容に応じた事業計画書（要領様式第1号の

1) を添付して速やかに届け出るものとする。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、第3条第3項による交付決定後、交付要綱第8条に基づく実績報告書(要綱様式第4号)に実施報告書(要領様式第4号)を添付して提出しなければならない。

(事業細則)

第6条 グループにより供給された県産材使用認証製品のうち、対象とする建築現場に納入されたことが確認できる使用量を、補助金の交付の対象とする。

2 補助金の対象となる建築物が分かる資料として、建築確認の確認済証の写し又は建築工事届の写しを実績報告書に添付するものとする。

3 建築確認を要しない建築物においては、前項の規定に関わらず、工事請負契約書等を実績報告書に添付するものとする。

附 則

1 この要領は、令和元年10月4日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年9月1日から施行する。

2 既に事業実施されていることについては、この要領の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この要領は、令和6年6月4日から施行する。